㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）容器及び包装は、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
3）内装容器は、輸送許容物件に耐性のある材料の内張り、若しくは袋を備えた強固なものであり、充分に緩衝材を詰めること。
4）保冷材と輸送許容物件を輸送する場合、外装容器は強固で、かつ、耐水性のあるものであり、また、容器及び包装に用いられる材質は、低温に耐えられるものに限ること。
5）ドライアイスを使用する場合、気化した炭酸ガスが外部に放出されるように設計されたものに限ること。

「868」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				単一容器
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器	
2809	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	35kg	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	湾曲型底付き鋼製溶接瓶（円錐型線条付きボルトで密閉し、開口部が20㎜以下のもの）
	プラスチック製容器	2.5kg			

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）容器及び包装は、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
3）プラスチック製の内装容器は、輸送許容物件に耐性のある材料の内張り、若しくは袋を備えた強固なものであり、充分に緩衝材を詰めること。

「869」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
2809（物品中に内蔵されているものに限る。）	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）圧力計、ポンプ、温度計又はスイッチ等の水銀を含む物件は、破裂を防止する材質であって、かつ、漏えいを防ぐ、密封された内張り又は袋に収納されること。ただし、金属製又はプラスチック製の防漏型の容器で密封されたスイッチ又はリレーにあっては、この限りでない。
2）水銀の量が総計で450ｇ以下の電子管及び水銀蒸気管にあっては、圧力に耐えうる自己接着テープで全ての継ぎ目及び接合部分が密閉された強固な外装容器に収納されること。なお、450ｇを超える水銀を含む物件にあっては、1）を適用する。
3）各電子管に含まれる水銀の量が5ｇ未満であり、かつ、製造者により梱包されたものであって包装物当たりの水銀の量が30ｇ以下のものは、1）及び2）を適用しないことができる。
4）金属製の内張りにより密封されている管であって製造者により梱包されたものは、1）及び2）を適用しないことができる。

「870」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
2794 2795	30kg（包装込みの質量）	上限なし	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2

㈱1）蓄電池は、容器内に適切な材質で内張りをし、電解液が漏えいしないよう密閉して包装すること。
2）蓄電池が装置に組みこまれている場合、直立の位置で固定し、かつ、短絡を防止する措置を講ずること。また、直立以外の姿勢で輸送される場合、蓄電池は取り外して、本告示の包装基準に従つて包装すること。
3）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
4）電解液と一緒に同一の外装容器に包装する蓄電池については、国連番号が2796及び2797の輸送許容物件を輸送する場合の要件を参照すること。

「871」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3028（乾燥状態の水酸化カリウムを内蔵するものに限る。）	25kg（包装込みの質量）	230kg（包装込みの質量）	4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
3）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「872」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容容量	外装容器
2800（漏れ防止型のものに限る。）	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）緩衝材を詰め、短絡を防止する措置を講じること。
2）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。